

予 算

平成28年度における構成両市の一般会計予算の合計額は、120,920,000千円でこのうち、消防組合会計予算は、3,739,885千円で構成比率 3.1%となっており、これを市民一人当たり概算すると13,877円になります。

〔主な事業の概要〕

事 項	説 明
消 防 車 両 の 整 備	高規格救急車（A9号車）を更新整備
消防情報指令装置等の整備	高機能消防指令センターシステムの保全整備
庁 舎 の 整 備	葦島・千石出張所統合庁舎建設設計業務の実施
救 急 業 務 の 充 実	救急救命士の育成 救急業務高度化の推進体制の整備
住 宅 防 火 対 策 の 推 進	住宅防火診断の実施

1 平成28年度予算構成

単位：千円、%

歳 入			歳 出		
分担金及び負担金	3,662,944	97.9%	議 会 費	3,491	0.1%
使用料及び手数料	2,000	0.1%	総 務 費	2,660	0.1%
府 支 出 金	9,367	0.3%	消 防 費	3,510,463	93.8%
財 産 収 入	253	0.0%	公 債 費	223,171	6.0%
繰 越 金	10,000	0.3%	予 備 費	100	0.0%
諸 収 入	1,321	0.0%			
組 合 債	54,000	1.4%			
合 計	3,739,885	100%	合 計	3,739,885	100%

2 性質別経費の比較

単位：千円、()内%

区 分		年 度				
		平成24年度 決 算	平成25年度 決 算	平成26年度 決 算	平成27年度 当初予算	平成28年度 当初予算
消費的 経費	人 件 費	3,334,364 (80.0)	3,191,215 (76.2)	3,226,997 (89.9)	3,083,871 (82.8)	3,218,507 (86.1)
	物 件 費	180,529 (4.3)	186,262 (4.4)	138,722 (3.9)	183,259 (4.9)	180,043 (4.8)
	小 計	3,514,893 (84.3)	3,377,477 (80.6)	3,365,719 (93.8)	3,267,130 (87.7)	3,398,550 (90.9)
投資的 経費	補助事業費	6,698 (0.2)	218,274 (5.2)	— (—)	— (—)	— (—)
	単独事業費	545,792 (13.1)	450,853 (10.8)	60,542 (1.7)	191,011 (5.1)	71,820 (1.9)
	小 計	552,490 (13.3)	669,127 (16.0)	60,542 (1.7)	191,011 (5.1)	71,820 (1.9)
維持補修費		1,742 (0.0)	4,031 (0.1)	1,855 (0.1)	1,561 (0.1)	342 (0.0)
補助費等		34,423 (0.8)	33,293 (0.8)	35,490 (1.0)	40,782 (1.1)	40,899 (1.1)
積立金		5,017 (0.1)	5,017 (0.1)	5,001 (0.1)	5,002 (0.1)	5,003 (0.1)
公債費		60,391 (1.5)	100,560 (2.4)	119,967 (3.3)	221,088 (5.9)	223,171 (6.0)
そ の 他		— (—)	— (—)	— (—)	100 (0.0)	100 (0.0)
合 計		4,168,956 (100)	4,189,505 (100)	3,588,574 (100)	3,726,674 (100)	3,739,885 (100)

協定の締結状況

(1) 消防相互応援協定

大規模な火災、その他の災害等に対処し、消防力の効率的な運用を図るため、消防組織法の規定に基づき、次のように消防相互応援協定を締結している。

消防相互応援協定一覧表

協 定 名	締 結 年 月 日	協 定 市 町 村
大阪府北ブロック消防相互応援協定	昭和40年6月22日	吹田市・守口市・高槻市・枚方市・茨木市・寝屋川市・門真市・大東市・摂津市・四條畷市・交野市・島本町・枚方寝屋川消防組合
大阪市、守口市門真市消防組合消防相互応援協定	昭和40年12月1日	大 阪 市
大阪市、守口市門真市消防組合航空消防応援協定	昭和45年10月1日	大 阪 市
守口市門真市消防組合、東大阪市消防相互応援協定	昭和51年3月22日	東 大 阪 市
大阪府下広域消防相互応援協定	昭和63年9月1日	府下の消防本部を設置する市町
第二京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	平成22年1月27日	京田辺市・交野市・大東四條畷消防組合・枚方寝屋川消防組合

(2) 市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定

市域境界線上に位置する消防対象物に対する消防法に基づく立入検査、消防設備等の設置指導、防火管理並びに火災の原因及び損害額の調査等の事実上の事務処理の一元化を図り、住民の便宜等を考慮するとともに、消防行政の執行を適性かつ効率的に行うため、隣接する2市1消防組合（大阪市・大東市・枚方寝屋川消防組合）と協定を締結している。